第１５回北斗市地域公共交通会議　配付資料

資料１　北斗市地域公共交通会議設置要綱

資料２　乗合タクシーの運行に係る地域公共交通会議の役割

資料３　第１２回北斗市地域公共交通会議において協議が調った証明書（写）

資料４　深夜乗合タクシーに関する実証実験実施計画変更願い（事業者提出）

資料１

北斗市地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第１条　北斗市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第２条　交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金・運行主体の選定等に関する事項

（２）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第３条　交通会議の委員（以下「委員」という。）の定数は１９人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）北斗市長の指名する職員

（２）渡島総合振興局の指名する職員

（３）北海道運輸局函館運輸支局長の指名する職員

（４）一般旅客自動車運送事業者

（５）函館地区バス協会の指名する者

（６）住民又は利用者の代表

（７）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の指名する者

（８）道路管理者の指名する職員

（９）函館中央警察署長の指名する職員

(10) 鉄道事業者

(11) 学識経験者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（交通会議の運営）

第５条　交通会議に会長及び副会長を各１名置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

３　会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

５　交通会議は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

６　交通会議の議決の方法は会議出席委員の過半数で決し、可否同数の場合のときは、会長の決するところによる。

７　交通会議が行う運行主体の選定にあたり評価を実施する際に、当該評価を受ける運行主体に関係する者が交通会議の委員である場合は、当該委員を除いて評価及議決を行わなければならない。

８　交通会議は原則として公開する。また、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要については、総務部企画課、総合分庁舎及び支所の各窓口並びに市ホームページにおいて公表する。

９　交通会議の庶務は、総務部企画課において処理する。

（協議結果の取扱い）

第６条　交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

資料２

乗合タクシーの運行に係る地域公共交通会議の役割

１．乗合タクシーとは

デマンド型交通（予約があったときのみ運行する方式で、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在するもの）のうち、決まった路線・運賃・運行時刻で不特定の乗客をタクシーで輸送するもの。

道路運送法第３条第１項で定める一般旅客自動車運送事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業の「区域運行」に区分される。

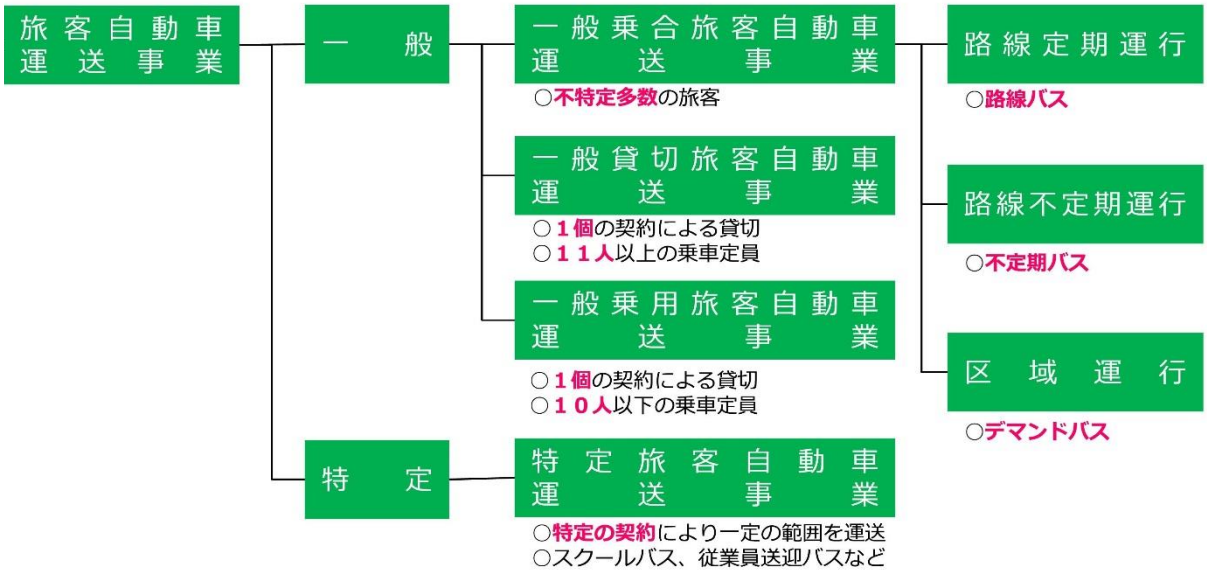

２．運行計画の変更に係る公共交通会議の役割

北海道運輸局が公示している、「一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可等に関する審査基準」において、事業の適切性において以下のとおり定められており、事業の実施にあたっては、地域公共交通会議において協議が整っていることが必要となる。

【一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更許等に関する審査基準】

（北海道運輸局公示（抜粋：平成 28 年 12 月 20 日改正））

２　事業計画の変更の許可（道路運送法第１５条第１項）

(1)　１(2)～(8)、(10)の定めるところに準じて審査する。

１　許可（道路運送法第４条第１項）

(2)　事業の適切性

③路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議又は道路運送法施行規則第９条第２項に規定する協議会で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が整っていること。（省略）。）であること。

３．地域公共交通会議における協議内容について

国土交通省から発出されている、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」において、地域公共交通会議で協議を行うにあたっての指針（地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項）が定められている。

また、「一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可等に関する審査基準」の中でも、事業の変更については、許可にかかる基準に準じることとされている。

以下、協議事項に関係する項目について、網掛けをしている。

【地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について】

運行の形態	□利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているものであること
運賃及び料金	□運賃及び料金の種類、額、適用方法については、社会的経済的事情に照らし利用者に過度の負担を強いることがないこと □他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと □特定の旅客に差別的な取扱いがなされないこと　　など
事業計画（路線、営業区域、使用車両等）	□路線定期運行との整合性がとられていること □設定しようとする路線、営業区域が適切なものか □営業区域については、旅客の発地又は着地のいずれかが営業区域内にあること □使用車両については、地域特性又は路線特性等に即した使用車両が望ましい（仕様、形状、乗車定員等）
運行計画	□利用者利便や安全の確保を無視した運行時刻の設定が行われないこと

【一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更許等に関する審査基準（一部抜粋）】

1　許可

(5)区域運行にかかる事業計画等（一部抜粋）

事業用自動車	□（イ）申請者が使用権原を有するものであること。 □（ロ）道路構造上運行に支障を与えない大きさ、重量であること。 □（ハ）乗車定員は、１１人以上であり、かつ、事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足るものであること。ただし、地域公共交通会議等の結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力を明らかに確保されると認められる場合には１１人未満の乗車定員とすることができる。
最低車両数	□最低車両数は、１営業所ごとに、最低５両を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合等、地域の実情に応じて事業計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。
区域の設定	□事業用自動車の運行上問題のないものであること。
時間の設定	□運送の区間ごとに発車時刻若しくは到着時刻又は運行間隔時間のいずれかが設定されているものであること。なお、発車時刻は、営業所について、到着時刻は、目的地について定めることを原則とする。ただし、運行間隔時間を設定する場合にあって、地域公共交通会議等の協議結果に基づく一定の時間帯別の運行回数等が明示されているときにはこの限りでない。
その他	□通信施設を利用して事前予約等に応じた乗合運行の形態となっているものであること。

資料３

第１２回北斗市地域公共交通会議において協議が調った証明書（写）

道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項に掲げる
協議が調っていることの証明書

平成２９年６月１日に開催された北斗市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

１．協議が調っている運送区域
北斗市（旧上磯町）の一部
別紙１及び別紙２－１のとおり

２．協議が整っている運送しようとする旅客
一般乗合旅客

３．協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
Ａエリア　　８００円
Ｂエリア　１，０００円
Ｃエリア　１，２００円
Ｄエリア　１，４００円
別紙２－１のとおり

４．適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
・当該事業に使用する車両については、タクシー事業と併用を認める。
・乗車人員１１人未満の車両の使用を認める。
・当該事業に係る運行時間帯については、一般乗合バスが運行していない深夜の時間帯に限ることとし、変更を要する場合は、事前に協議会で協議を行うこと。
別紙２－２のとおり
・平成２９年８月６日から平成３０年８月５日までの１年間の運行とする。

平成２９年６月２日

北斗市地域公共交通会議
会長　田　畑　定　男

別紙１

送迎エリア

エリア拡大図

別紙２－１

エリア表及び乗車料金

Aエリア	七重浜１丁目～８丁目 追分１丁目～７丁目	８００円
Bエリア	久根別１丁目～５丁目 東浜１丁目～２丁目	１０００円
Cエリア	中央１丁目～３丁目　飯生１丁目～３丁目 常盤１丁目～３丁目　昭和１丁目～２丁目 大工川１丁目～２丁目　中野通１丁目～３丁目 押上１丁目～２丁目　公園通	１２００円
Dエリア	谷好　中野　富川　三好 水無　添山　桜岱　清川　野崎 押上、大工川、中野通の丁目無	１４００円
対象外	旧大野町方面　当別地区　茂辺地地区 館野　峩朗　北斗市以外 （水無、大工川、添山等の山間部）	乗り継ぎ対応

※　乗り継ぐ車両が当社（新星ハイヤー）に限り乗合料金から２００円割引とする。

別紙２－２

運行時刻表

	松風町マルハン横（仮）	本町交番向かい
２１時	40	50
２２時	40	50
２３時	40	50
２４時	40	50
２５時	×	45
２６時	×	40
２７時	×	×

道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

平成２９年６月１日に開催された北斗市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

１．運行時刻

	変更前		変更後	
	松風町マルハン横	本町交番向かい	松風町マルハン横	本町交番向かい
２１時	４０	５０	４０	５０
２２時	４０	５０	４０	５０
２３時	４０	５０	４０	５０
２４時	４０	５０	４０	５０
２５時	－	４５	－	４５
２６時	－	４０	－	４０ (祝前日、金曜日、土曜日のみ運行)

２．実施予定日
平成３０年５月１０日

３．その他
他の協議事項については、変更なし。

平成３０年４月　　日

北斗市地域公共交通会議
会長　田　畑　定　男